

(写)

長門市告示第 122 号

令和 6 年 9 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 27 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 6 年 9 月 6 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）

第 2 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）

第 3 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 4 号 令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 5 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 6 号 令和 6 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 7 号 令和 6 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 8 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 9 号 令和 5 年度長門市水道事業剰余金の処分について

第 10 号 令和 5 年度長門市水道事業会計決算の認定について

第 11 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

第 12 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 13 号 長門市文化会館条例の一部を改正する条例

第 14 号 長門市下水道条例等の一部を改正する条例

第 15 号 三隅町霊柩車条例を廃止する条例

第 16 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

第 1 号 権利の放棄について

令和 6 年 9 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 号 令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 3 号 令和 6 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 号 令和 6 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 号 令和 6 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 号 令和 6 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 号 令和 6 年度長門市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 号 令和 5 年度長門市水道事業剰余金の処分について
- 第 10 号 令和 5 年度長門市水道事業会計決算の認定について
- 第 11 号 令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の認定について
- 第 12 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 長門市文化会館条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 長門市下水道条例等の一部を改正する条例
- 第 15 号 三隅町霊柩車条例を廃止する条例
- 第 16 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 17 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告

- 第 1 号 権利の放棄について

議案第9号

令和5年度長門市水道事業剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度長門市水道事業剰余金を別紙のとおり処分することについて、市議会の議決を求める。

令和6年9月6日提出

長門市長 江 原 達 也

令和5年度長門市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益 剰余金	その他未処分利 益剰余金変動額
当年度末残高	2,355,174,255	24,899,487	123,597,244	36,125,128
議会の議決による処分額	36,125,128	0	△123,597,244	△36,125,128
組入資本金の増加	36,125,128	0	0	△36,125,128
減債積立金の積立	0	0	△123,597,244	0
条例による処分額	0	0	0	0
処分後残高	2,391,299,383	24,899,487	(繰越利益剰余金) 0	0

議案第 10 号

令和 5 年度長門市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度長門市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 11 号

令和 5 年度長門市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度長門市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 12 号

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長門市国民健康保険条例（平成 17 年長門市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料 (徴収猶予)</p> <p>第 26 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6 箇月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年)</u>以内の期間に限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 章 罰則</p> <p>第 29 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。</p>	<p>本則</p> <p>第 6 章 保険料 (徴収猶予)</p> <p>第 26 条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によってその納付することができないと認められる金額を限度として、6 箇月_____</p> <p>_____</p> <p>_____以内</p> <p>の期間に限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第 8 章 罰則</p> <p>第 29 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 26 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 13 号

長門市文化会館条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市文化会館条例の一部を改正する条例

長門市文化会館条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (事業) 第 3 条 (略) (削る) (開館日) 第 4 条 <u>会館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。</u> (1) <u>毎週月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日のときは除く。)</u> (2) <u>月曜日が祝日に当たるときは、翌日</u> (3) <u>12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</u> 2 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。</u> (開館時間) 第 5 条 <u>会館の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。</u> 2 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。</u> (職員) 第 6 条 (略) (使用の許可) 第 7 条 (略)	本則 (事業) 第 3 条 (略) 2 <u>市長は、前項第 1 号の事業を円滑に行うため、その一部を他の団体等に委託して実施することができる。</u> (管理) 第 4 条 <u>会館は、市長が管理する。</u> (新設) (新設) (職員) 第 5 条 (略) (使用の許可) 第 6 条 (略)

(許可の制限)

第 8 条 (略)

(使用料)

第 9 条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

2・3 (略)

(許可の取消し)

第 10 条 (略)

(特別の設備)

第 11 条 (略)

(目的外使用の禁止)

第 12 条 (略)

(原状回復の義務)

第 13 条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第 11 条の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用後直ちに原状に復さなければならない。第 10 条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第 14 条 (略)

(指定管理者による管理)

第 15 条 会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 24 条の 2 第 3 項の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1) 第 3 条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めること。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条及び第 11 条の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(許可の制限)

第 7 条 (略)

(使用料)

第 8 条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、長門市使用料徴収条例(平成 17 年長門市条例第 63 号)に定めるところにより使用料を納入しなければならない。

2・3 (略)

(許可の取消し)

第 9 条 (略)

(特別の設備)

第 10 条 (略)

(目的外使用の禁止)

第 11 条 (略)

(原状回復の義務)

第 12 条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第 10 条の規定により特別の設備をし、若しくは設備を変更したときは、使用後直ちに原状に復さなければならない。第 9 条の規定により使用許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第 13 条 (略)

(新設)

(指定管理者の指定手続等)

第 16 条 前条第 1 項の規定による指定管理者の指定手続等については、長門市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 238 号）に定めるところによる。

(新設)

(利用料金及び利用料金の減免)

第 17 条 指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 9 条の規定にかかわらず、会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させるものとする

(新設)

2 利用料金の額は、別表に掲げる基準額に 10 分の 5 を乗じて得た額から基準額に 10 分の 15 を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理の業務の実施)

第 18 条 市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて会館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他事由により会館の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、会館の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないとき認めるときは、市は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、第 9 条により、会館の施設の使用につき、別表に定める基準額に相当する額の使用料を徴収する。

(新設)

(委任)

第 19 条 (略)

(委任)

第 14 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

室名	区分/時間		基準額（円）					
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00
大ホール	入場料、会費等が無料の場合	平日	6,000	8,000	12,000	14,000	20,000	26,000
		土曜日、日曜日又は休日	7,200	9,600	14,400	16,800	24,000	31,200
	入場料、会費等が1,000円未満の場合	平日	9,000	12,000	18,000	21,000	30,000	39,000
		土曜日、日曜日又は休日	10,800	14,400	21,600	25,200	36,000	46,800
	入場料、会費等が1,000円以上3,000円未満の場合	平日	15,000	20,000	30,000	35,000	50,000	65,000
		土曜日、日曜日又は休日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
	入場料、会費等が5,000円以上の場合	平日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
		土曜日、日曜日又は休日	21,600	28,800	43,200	50,400	72,000	93,600
	ステージ		3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	13,000
	楽屋	第1楽屋		800	1,000	1,400	1,800	2,400
第2楽屋			800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
ホワイエ・ロビー	物品等の販売を行わない場合	使用面積が全体の1/2以上	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700
		使用面積が全体の1/3以上1/2未満	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900
		使用面積が全体の1/3未満	700	900	900	1,600	1,800	2,500
	物品等の販売を行う場合	1店につき	—	—	—	—	—	2,400
駐車場	目的外使用の場合		—	—	—	—	—	1,500
室名		区分	基準額(円)			摘要		
コミュニティーホール①		1時間につき	300					
コミュニティーホール②		1時間につき	300					

コミュニティーホール③	1時間につき	300	8時30分から 22時まで
コミュニティーホール全室	1時間につき	600	
視聴覚室	1時間につき	300	
研修室①(和室)	1時間につき	200	
研修室②	1時間につき	200	
室名	区分	冷暖房基準額(円)	
大ホール	1時間につき	3,000	
大ホール ステージのみ	1時間につき	1,000	
大ホール ホールのみ	1時間につき	1,500	
大ホール 休憩コーナーのみ	1時間につき	500	
第1楽屋	1時間につき	100	
第2楽屋	1時間につき	100	
コミュニティーホール①	1時間につき	150	
コミュニティーホール②	1時間につき	150	
コミュニティーホール③	1時間につき	150	
コミュニティーホール全室	1時間につき	400	
視聴覚室	1時間につき	300	
研修室①(和室)	1時間につき	200	
研修室②	1時間につき	200	
ホワイエ・ロビー	1時間につき	550	
備品・大道具名	区分	備品・大道具基準額(円)	
オーケストラ・コーラスセット	1日につき	3,000	
舞台セット	1日につき	7,500	
ピアノ	1日につき	3,000	
16ミリ映写機	1日につき	1,500	
備考			
1 営利を目的とするときの基準額(大ホール、ホワイエ・ロビーの基準額並びに冷暖房基準額及び備品・大道具基準額を除く。)は、定額の3倍の額とする。			
2 使用時間の超過許可を受けたときの1時間当たりの基準額は、午前9時から12時までの基本基準額の100分の40を乗じて得た額とする。			
3 翌日使用のための準備、物品の保管に使用する場合、基本基準額に100分の50を乗じて得た額とする。			
4 連続使用の場合、利用しない夜間の時間帯の基準額を免除する。ただし、夜間の時間帯は物品の保管に限定する。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(長門市使用料徴収条例の一部改正)

- 2 長門使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

種別	名称	室名	区分\時間		使用料(円)					
					9:00	13:0	18:0	9:00	13:0	9:00
					~ 12:0 0	0 ~ 17:0 0	0 ~ 22:0 0	~ 17:0 0	0 ~ 22:0 0	~ 22:0 0
文化施設使用料	ラポールゆや	大ホール	入場料、会費等が無料の場合	平日	6,000	8,000	12,000	14,000	20,000	26,000
				土曜日、日曜日又は休日	7,200	9,600	14,400	16,800	24,000	31,200
			入場料、会費等が1,000円未満の場合	平日	9,000	12,000	18,000	21,000	30,000	39,000
				土曜日、日曜日又は休日	10,800	14,400	21,600	25,200	36,000	46,800
			入場料、会費等が1,000円以上3,000円未満の場合	平日	12,000	16,000	24,000	28,000	40,000	52,000
				土曜日、日曜日又は休日	14,400	19,200	28,800	33,600	48,000	62,400
			入場料、会費等が3,000円以上5,000円未満の場合	平日	15,000	20,000	30,000	35,000	50,000	65,000
				土曜日、日曜日又は休日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
			入場料、会費等が5,000円以上の場合	平日	18,000	24,000	36,000	42,000	60,000	78,000
				土曜日、日曜日又は休日	21,600	28,800	43,200	50,400	72,000	93,600

ステージ			3,000	4,000	6,000	7,000	10,000	13,000
楽屋	第1楽屋		800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
	第2楽屋		800	1,000	1,400	1,800	2,400	3,200
ホワイエ・ロビー	物品等の販売を行わない場合	使用面積が全体の1/2以上	2,100	2,800	2,800	4,900	5,600	7,700
		使用面積が全体の1/3以上1/2未満	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900
		使用面積が全体の1/3未満	700	900	900	1,600	1,800	2,500
	物品等の販売を行う場合	1店につき	—	—	—	—	—	2,400
駐車場	目的外使用の場合		—	—	—	—	—	1,500
室名			区分			使用料(円)	摘要	
コミュニティーホール①			1時間につき			300	8時から22時まで	
コミュニティーホール②			1時間につき			300		
コミュニティーホール③			1時間につき			300		
コミュニティーホール全室			1時間につき			600		
視聴覚室			1時間につき			300		
研修室①(和室)			1時間につき			200		
研修室②			1時間につき			200		
室名			区分			冷暖房使用料(円)		
大ホール			1時間につき			3,000		
第1楽屋			1時間につき			100		
第2楽屋			1時間につき			100		

コミュニティーホール ①	1時間につき	150
コミュニティーホール ②	1時間につき	150
コミュニティーホール ③	1時間につき	150
コミュニティーホール 全室	1時間につき	400
視聴覚室	1時間につき	300
研修室①(和室)	1時間につき	200
研修室②	1時間につき	200
ホワイエ・ロビー	1時間につき	550
ステージのみ	1時間につき	1,000
備品・大道具名	区分	備品・大道具 使用料(円)
オーケストラ・コーラ セット	1日につき	3,000
舞台セット	1日につき	7,500
ピアノ	1日につき	3,000
16ミリ映写機	1日につき	1,500
備考 1 営利を目的とするときの使用料(大ホール、ホワイエ・ロビーの使用料並びに冷暖房使用料及び備品・大道具使用料を除く。)は、定額の3倍の額とする。 2 使用時間の超過許可を受けたときの1時間当たりの使用料は、午前9時から12時までの基本使用料の100分の40を乗じて得た額とする。 3 翌日使用のための準備、物品の保管に使用する場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 4 連続使用の場合、利用しない夜間の時間帯の使用料を免除する。ただし、夜間の時間帯は物品の保管に限定する。		

を削る。

		以下				以下	
		100 立方メートルを超えるもの	178 円			100 立方メートルを超えるもの	150 円
温泉汚水	基本料金 (1 箇月につき)		1,300 円	温泉汚水	基本料金 (1 箇月につき)	10 立方メートル以下	1,300 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	0 立方メートルを超えるもの	63 円		超過料金 (1 立方メートルにつき)	10 立方メートルを超えるもの	55 円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 長門市農業集落排水処理施設条例 (平成 17 年長門市条例第 153 号) の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
別表第 2(第 14 条関係)				別表第 2(第 14 条関係)			
区分		料金		区分		料金	
一般汚水	基本料金 (1 箇月につき)		1,300 円	基本料金 (1 箇月につき)	10 立方メートル以下		1,300 円
	従量料金 (1 立方メートルにつき)	0 立方メートルを超えるもの	13 円	超過料金 (1 立方メートルにつき)	(新設)	(新設)	
		10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下	166 円		10 立方メートルを超え 20 立方メートル以下	135 円	
		20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下	168 円		20 立方メートルを超え 50 立方メートル以下	140 円	
		50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下	172 円		50 立方メートルを超え 100 立方メートル以下	145 円	
		100 立方メートルを超えるもの	178 円		100 立方メートルを超えるもの	150 円	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 長門市漁業集落排水処理施設条例（平成17年長門市条例第154号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
別表（第15条関係）				別表（第15条関係）			
		区分	料金			区分	料金
一般汚水	基本料金 （1箇月につき）		1,300円	一般汚水	基本料金 （1箇月につき）	10立方メートル以下	1,300円
	従量料金 （1立方メートルにつき）	0立方メートルを超え10立方メートル以下	13円		超過料金 （1立方メートルにつき）	(新設)	(新設)
		10立方メートルを超え20立方メートル以下	166円		10立方メートルを超え20立方メートル以下	135円	
		20立方メートルを超え50立方メートル以下	168円		20立方メートルを超え50立方メートル以下	140円	
		50立方メートルを超え100立方メートル以下	172円		50立方メートルを超え100立方メートル以下	145円	
		100立方メートルを超えるもの	178円		100立方メートルを超えるもの	150円	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（使用料に関する経過措置）
- この条例の施行日前から継続して公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水のいずれかを使用している者で、施行日以後の使用料の算定において施行日前の排除汚水量が含まれている使用料については、改正後の長門市下水道条例、長門市農業集落排水処理施設条例及び長門市漁業集落排水処理施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 15 号

三隅町霊柩車条例を廃止する条例

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

三隅町霊柩車条例を廃止する条例

三隅町霊柩車条例（昭和 44 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

市の区域内の字の区域の変更について

長門市日置上の一部地域の地籍調査の成果に係る土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

長門市長 江 原 達 也

字区域変更調書

処分後			処分前		
大字名	字名	地番	大字名	字名	地番
日置上	字尾崎	1936 番 2	日置上	字長田	1936 番 2
日置上	字尾崎	1939 番 2	日置上	字長田	1939 番 2
日置上	字尾崎	1940 番 2	日置上	字長田	1940 番 2
日置上	字夫婦石	1956 番 1	日置上	字尾崎	1956 番 1
日置上	字夫婦石	1956 番 3	日置上	字尾崎	1956 番 3
日置上	字夫婦石	1956 番 5	日置上	字尾崎	1956 番 5
日置上	字夫婦石	1956 番 9	日置上	字尾崎	1956 番 9
日置上	字夫婦石	1957 番 1	日置上	字尾崎	1957 番 1
日置上	字夫婦石	1957 番 4	日置上	字尾崎	1957 番 4
日置上	字夫婦石	1958 番 1	日置上	字尾崎	1958 番 1
日置上	字夫婦石	1958 番 3	日置上	字尾崎	1958 番 3
日置上	字夫婦石	1958 番 5	日置上	字尾崎	1958 番 5
日置上	字夫婦石	1959 番 1	日置上	字尾崎	1959 番 1
日置上	字夫婦石	1960 番 10	日置上	字尾崎	1960 番 10
日置上	字尾崎	2005 番 2	日置上	字前田	2005 番 2
日置上	字尾崎	2006 番 8	日置上	字前田	2006 番 8
日置上	字尾崎	11648 番 2	日置上	字長田	11648 番 2
日置上	字尾崎	11648 番 3	日置上	字長田	11648 番 3
日置上	字尾崎	11648 番 5	日置上	字長田	11648 番 5
日置上	字尾崎	11653 番 1	日置上	字夫婦石	11653 番 1
日置上	字尾崎	11654 番 8	日置上	字夫婦石	11654 番 8
日置上	字尾崎	11654 番 9	日置上	字夫婦石	11654 番 9
日置上	字尾崎	11655 番 25	日置上	字夫婦石	11655 番 25
日置上	字夫婦石	11663 番	日置上	字七重出	11663 番
日置上	字夫婦石	11663 番 1	日置上	字七重出	11663 番 1
日置上	字尾崎	11663 番 2	日置上	字七重出	11663 番 2
日置上	字尾崎	11663 番 3	日置上	字七重出	11663 番 3
日置上	字尾崎	11663 番 4	日置上	字七重出	11663 番 4
日置上	字尾崎	11663 番 5	日置上	字七重出	11663 番 5
日置上	字尾崎	11667 番 2	日置上	字七重出	11667 番 2
日置上	字尾崎	11667 番 3	日置上	字七重出	11667 番 3
日置上	字尾崎	11667 番 4	日置上	字七重出	11667 番 4
日置上	字尾崎	11667 番 5	日置上	字七重出	11667 番 5
日置上	字尾崎	11667 番 6	日置上	字七重出	11667 番 6
日置上	字尾崎	11667 番 7	日置上	字七重出	11667 番 7
日置上	字尾崎	11669 番 1	日置上	字七重出	11669 番 1
日置上	字尾崎	11669 番 3	日置上	字七重出	11669 番 3
日置上	字尾崎	11669 番 4	日置上	字七重出	11669 番 4
日置上	字尾崎	11669 番 5	日置上	字七重出	11669 番 5
日置上	字尾崎	11669 番 6	日置上	字七重出	11669 番 6
日置上	字夫婦石	11670 番	日置上	字七重出	11670 番
日置上	字夫婦石	11671 番	日置上	字七重出	11671 番
日置上	字尾崎	11673 番	日置上	字七重出	11673 番
日置上	字尾崎	11673 番 1	日置上	字七重出	11673 番 1
日置上	字夫婦石	11674 番 1	日置上	字七重出	11674 番 1
日置上	字尾崎	11674 番 2	日置上	字七重出	11674 番 2
日置上	字尾崎	11674 番 3	日置上	字七重出	11674 番 3
日置上	字夫婦石	11675 番 1	日置上	字七重出	11675 番 1
日置上	字尾崎	11846 番 2	日置上	字堤ノ口	11846 番 2
日置上	字尾崎	11846 番 3	日置上	字堤ノ口	11846 番 3
日置上	字七重出	11846 番 4	日置上	字堤ノ口	11846 番 4
日置上	字上城	1323 番 第1	日置上	字成瓜	1323 番 第1
日置上	字長田	11611 番	日置上	字赤松	11611 番
日置上	字長田	11612 番	日置上	字赤松	11612 番
日置上	字式百出	11620 番	日置上	字地頭明	11620 番
日置上	字式百出	11621 番	日置上	字地頭明	11621 番
日置上	字式百出	11625 番 第49	日置上	字地頭明	11625 番 第49

日置上	字貳百出	11625 番 第50	日置上	字地頭明	11625 番 第50
日置上	字貳百出	11625 番 第51	日置上	字地頭明	11625 番 第51
日置上	字貳百出	11625 番 第57	日置上	字地頭明	11625 番 第57
日置上	字貳百出	11842 番	日置上	字七重出	11842 番
日置上	字上城	12575 番 65	日置上	字成瓜	12575 番 65
日置上	字上城	12575 番 66	日置上	字成瓜	12575 番 66
日置上	字上城	12575 番 67	日置上	字成瓜	12575 番 67
日置上	字上城	12575 番 68	日置上	字成瓜	12575 番 68
日置上	字上芳ヶ迫	12575 番 87	日置上	字成瓜	12575 番 87
日置上	字白砂	12575 番 106	日置上	字成瓜	12575 番 106
日置上	字白砂	12575 番 108	日置上	字成瓜	12575 番 108
日置上	字白砂	12575 番 110	日置上	字成瓜	12575 番 110
日置上	字西ヶ迫	12575 番 114	日置上	字成瓜	12575 番 114
日置上	字西ヶ迫	12575 番 118	日置上	字成瓜	12575 番 118
日置上	字西ヶ迫	12575 番 123	日置上	字成瓜	12575 番 123
日置上	字西ヶ迫	12575 番 124	日置上	字成瓜	12575 番 124
日置上	字北ヶ迫	12575 番 130	日置上	字成瓜	12575 番 130
日置上	字北ヶ迫	12575 番 131	日置上	字成瓜	12575 番 131
日置上	字地頭明	12575 番 152	日置上	字成瓜	12575 番 152
日置上	字白砂	12794 番	日置上	字西ヶ迫	12794 番

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

報告第1号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成28年長門市条例第6号）第12条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月6日提出

長門市長 江原達也

（上下水道局）

記

長門市債権管理条例第12条第1項により放棄する債権一覧（令和5年度執行）

（単位：人、件、円）

債権名	計	放棄の事由			
		第1号 時効満了	第2号 破産等	第4号 徴収停止3年	第6号 生活困窮
水道料金（人数）	6	2	3		1
（件数）	67	3	51		13
（金額）	5,186,515	15,318	5,013,417		157,780
農業集落排水（人数）	9			9	
使用料（件数）	38			38	
（金額）	125,680			125,680	

※第3号（相続人なし）、第5号（強制執行済み）については該当なし